

つがる西北五広域連合指定金融機関の指定

平成11年7月5日
告示第3号

地方自治法（昭和22年法律67号）第292条において準用する施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき、つがる西北五広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定したので、同条第10項の規定により告示する。

記

金融機関の名称	株式会社青森銀行五所川原支店
位 置	五所川原市字本町41番地